占用料単価(別表)

令和8年4月1日改正

占用物件			単位	占用料		
				所在地		
				第一級地	第二級地	第三級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1本につき1年	670円	570円	530円
	第2種電柱			1000円	880円	810円
	第3種電柱			1400円	1200円	1100円
	第1種電話柱			600円	510円	470円
	第2種電話柱			960円	820円	750円
	第3種電話柱			1300円	1100円	1000円
	その他の柱類			60円	51円	47円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	6円	5円	5円
	地下に設ける電線その他の線類			4円	3円	3円
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	590円	500円	460円
	地下に設ける変圧器		占用面積1㎡につき1年	360円	310円	280円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1200円	1000円	940円
	郵便差出箱及び信書便差出箱			500円	430円	390円
	広告塔		表示面積1㎡につき1年	1900円	900円	580円
	その他のもの		占用面積1㎡につき1年	1200円	1000円	940円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの		長さ1mにつき1年	25円	22円	20円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			36円	31円	28円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			54円	46円	42円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			72円	61円	56円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			110円	92円	85円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			140円	120円	110円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			250円	220円	200円
	外径が0.7m以上1m未満のもの			360円	310円	280円
	外径が1m以上のもの			720円	610円	560円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類 地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	4円	3円	3円
		同 その他のもの		12円	10円	9円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	960円	820円	750円
		その他のもの 上空に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	600円	510円	470円
		同 地下に設けるもの		360円	310円	280円
	その他のもの			1200円	1000円	940円

法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1㎡につき1年	1200円	1000円	940円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			950円	450円	290円
	地下に設ける通路			570円	270円	180円
	その他のもの			1200円	1000円	940円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	19円	9円	6円
	その他のもの		占用面積1㎡につき1月	190円	90円	58円
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	190円	90円	58円
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1900円	900円	580円
	標識		1本につき1年	960円	820円	750円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19円	9円	6円
		その他のもの	1本につき1月	190円	90円	58円
	幕（第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	19円	9円	6円
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	190円	90円	58円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1900円	900円	580円
		その他のもの		950円	450円	290円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1㎡につき1年	1200円	1000円	940円
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡につき1月	190円	90円	58円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				120円	100円	94円

<table>
<tr><td rowspan="6">令第7条第8号に掲げる施設</td><td colspan="2">トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの</td><td rowspan="20">占用面積1㎡につき1年</td><td>Aに0.013を乗じて得た額</td><td>Aに0.014を乗じて得た額</td><td>Aに0.018を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td colspan="2">上空に設けるもの</td><td colspan="3">Aに0.018を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの</td><td>階数が1のもの</td><td colspan="3">Aに0.004を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>階数が2のもの</td><td colspan="3">Aに0.006を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>階数が3以上のもの</td><td colspan="3">Aに0.008を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他のもの</td><td colspan="3">Aに0.026を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令第7条第9号に掲げる施設</td><td colspan="2">建築物</td><td>Aに0.017を乗じて得た額</td><td>Aに0.022を乗じて得た額</td><td>Aに0.024を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他のもの</td><td>Aに0.012を乗じて得た額</td><td>Aに0.015を乗じて得た額</td><td>Aに0.017を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場</td><td colspan="2">建築物</td><td colspan="3">Aに0.024を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他のもの</td><td>Aに0.012を乗じて得た額</td><td>Aに0.015を乗じて得た額</td><td>Aに0.017を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物</td><td colspan="2">トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの</td><td>Aに0.017を乗じて得た額</td><td>Aに0.022を乗じて得た額</td><td>Aに0.024を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td colspan="2">上空に設けるもの</td><td colspan="3">Aに0.024を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他のもの</td><td colspan="3">Aに0.034を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td colspan="2">令第7条第12号に掲げる器具</td><td colspan="3">Aに0.026を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">令第7条第13号に掲げる施設</td><td colspan="2">トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの</td><td>Aに0.017を乗じて得た額</td><td>Aに0.022を乗じて得た額</td><td>Aに0.024を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td colspan="2">上空に設けるもの</td><td colspan="3">Aに0.024を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他のもの</td><td colspan="3">Aに0.034を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td colspan="2">令第7条第14号及び第15号に掲げる施設</td><td colspan="3">Aに0.034を乗じて得た額</td></tr>
</table>

備考

一　この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

イ　第一種電柱　電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。ロ及びハにおいて同じ。)を支持するものをいう。

ロ　第二種電柱　電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものをいう。

ハ　第三種電柱　電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

ニ　第一種電話柱　電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。ホ及びヘにおいて同じ。)を支持するものをいう。

ホ　第二種電話柱　電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものをいう。

ヘ　第三種電話柱　電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

ト　共架電線　電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

チ　表示面積　広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。

二　占用物件の所在地の区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分による。

イ　第一級地　青森市及び八戸市の区域をいう。

ロ　第二級地　弘前市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、藤崎町、田舎館村、野辺地町、及びおいらせ町の区域をいう。

ハ　第三級地　市町村の区域で第一級地及び第二級地以外のものをいう。

三　Aは、近傍類似の土地(政令第七条第八号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表す。

四　占用料が年額で定められているものについて、占用期間(占用期間が二年度以上にわたるときは、各年度の占用期間とする。以下この号及び次号において同じ。)が一年に満たないとき、又は占用期間に一年に満たない端数があるときは、その全期間又は端数部分について月割りで計算する。この場合において、一月未満の日数は、一月とする。

五　占用料が月額で定められているものについて、占用期間が一月に満たないときはその全期間について日割りで計算し、占用期間に一月に満たない端数があるときはその端数部分について一月として計算する。

六　表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積が0.0一平方メートルに満たないとき、又は表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積に0・0一平方メートルに満たない端数があるときは、その総面積又は端数部分を切り捨てて計算する。

七　占用物件の延長が0.0一メートルに満たないとき、又は占用物件の延長に0.0一メートルに満たない端数があるときは、その総延長又は端数部分を切り捨てて計算する。

八　占用期間が一月に満たない場合の占用料の額は、表の規定により算出した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

九　一件の占用料の額が百円に満たない場合の占用料の額は、百円とする。ただし、一件の占用料の額が一円に満たない場合の占用料の額は、零円とする。